

社団法人 日本補償コンサルタント協会定款

〔昭和52年5月26日 議 決〕
〔昭和52年7月11日 設立許可〕

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本補償コンサルタント協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の議決を経て従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、補償コンサルタント業務に従事する者の資質の向上及び補償コンサルタント業務の進歩改善を図り、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 補償コンサルタント業務に従事する者の資質向上のための指導及び研修会、講習会等の開催。
- (2) 補償コンサルタント業務に関する啓発、宣伝。
- (3) 補償コンサルタント業務に関する調査、研究及び受託。
- (4) 補償業務に関し公共事業の施行者等に対する連絡、協力及び建議。
- (5) 補償コンサルタント業務に関する機関誌、図書及びその他の刊行物の出版、頒布。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 本会の目的、事業を賛助し又は後援する個人又は法人
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推せんされた者

(正会員の資格)

第6条 正会員となるには、補償コンサルタント業務を営む個人又は法人であって総会において別に定める要件に該当しているものとする。

(会費、入会金)

第7条 会員は、総会において別に定める会費及び入会金を納入しなければならない。ただし、第5条第3号に規定する名誉会員を除く。

(会費の滞納)

第8条 会員の会費滞納が6月を超えたときは、理事会の議決により会員の資格を停止することができる。

(入会)

第9条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得たものは、本会に入会金及び会費を納めたときに会員となる。
- 3 前2項は、第5条第3号に規定する名誉会員には適用しない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除 名

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、退会しようとする日の属する会計年度に係る会費を完納の上、理由を付して、会長に退会届を提出しなければならない。退会届が受理されたときから、会員としての資格を失う。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し又は本会の設立の目的に反する行為のあったとき。
- (3) 会費を1年以上納付しないとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 退会し又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び員数)

第14条 本会に、次の役員を置く。

- 会 長 1名
副 会 長 4名^①
専務理事 1名
常務理事 1名^②
理 事 30名以上40名以内^③

(会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。)

- 監 事 2名

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、正会員（法人である場合には、その代表者又はその代表者から指定を受けた者）のうちから総会において選任する。

ただし、理事のうち2名は会員以外の者から選任することができる。^⑦

- 2 会長、副会長は理事の互選とする。
- 3 専務理事及び常務理事は、理事のうちから会長が推薦し、総会の承認を得て選任する。^⑦
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第16条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順によって、その職務を代行し、又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。^⑦
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本会の常務を処理する。^⑦
- 5 理事は理事会を構成し、その議決及び総会の議決に基づいて、会務の執行に当たる。
- 6 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。^⑦

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決により解任することができる。

(役員の報酬)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、理事のうち常勤の者については、報酬を与えることができる。

(役員の補欠選任)

第20条 役員に欠員が生じたときは、第15条の規定に準じ選任するものとする。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第21条 本会に名誉会長、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長及び相談役は、総会の議決により推戴し、顧問は、理事会の議決に基づいて会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の諮問に応じ又は会長に対し意見を述べることができる。
- 4 相談役は、会長の諮問にこたえ又は会長の要請により会議に出席し助言することができる。
- 5 顧問は、補償コンサルタント業務のうち重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 6 名誉会長、相談役及び顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

第4章 会議

(種別)

第22条 会議は、総会及び理事会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に附議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回原則として5月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の5分の1以上若しくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招集)

第26条 会議は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の日7日前までに文書で通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 会議は、総会においては正会員の2分の1以上の出席、理事会においては、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決する。

2 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として、表決を委任することができる。

この場合において前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名（書面表決者又は表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第5章 資産及び会計

（資産の構成）

第32条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

（資産の管理）

第33条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が定める。

（経費の支弁）

第34条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

（予算及び決算）

第35条 本会の収支予算は、会長が年度開始前に、総会の議決を経て定め、収支決算は、年度終了後2ヶ月以内にその年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 年度開始前に、予算が成立しないときは、成立するまで前年度予算を執行する。
- 3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において、正会員総数の4分の3以上の同意を得、主務官庁の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により、解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得、主務官庁の許可を受けて、類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第7章 事務局

(事務局)

第39条 本会に、本会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
- 4 事務局長は、理事をもって充てることができる。
- 5 事務局長及び職員は有給とする。
- 6 前5号に定めるもののほか、事務局に関する事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第 8 章 雑則

(委員会)

第40条 本会は、事業執行上必要に応じ理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員は、理事会にはかって会長がこれを委嘱する。

(委任)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 本会は、日本補償コンサルタント協議会の権利義務の一切を承継する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第15条第1項から第3項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず昭和53年の通常総会の日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は第24条第1項第1号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立初年度の会計年度は、第36条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和53年3月31日までとする。

附 則

この定款の変更は、建設大臣の認可があった日(平成3年8月28日)から施行する。^⑦

附 則

この定款の変更は、建設大臣の認可があった日(平成4年7月28日)から施行する。^⑧